

任期付自衛官募集要項

令和8年6月12日
(第5航空団)

1 応募資格

次の各号の条件で全て満たす者とする。

- (1) 自衛隊としての勤務が1年以上の者
- (2) 自衛隊退職時の階級又は現に指定されている予備自衛官の階級が3等空曹以下の者（自衛隊退職時の階級又は現に指定されている予備自衛官の階級が2等空曹以上であっても応募可。ただし、採用時の階級は3等空曹以下）
- (3) 採用時、満54歳以下の者
- (4) 日本国籍を有する者
- (5) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項各号の規定（※）に該当しない者
- (※) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項各号の規定
 - 1 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで又は執行を受けなくなるまでの者
 - 2 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該懲戒処分の日から2年を経過しない者
 - 3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 採用予定自衛官の従事予定業務等

No.	従事予定業務	採用人員	任用予定年月日 (任用予定期間)	受付期間
1	飛行教育航空隊 隊本部 総務人事班 (庶務業務)	1名	別示 (採用日～令和11年 6月6日(水))	ホームページ掲載日～ 令和10年12月31日 (日) (締切日必着)

注：1 志願があった都度、採用試験を実施します。このため、採用者が決定した場合は、上記受付期間中であっても募集を締め切る場合があります。

注：2 任用期間中に満55歳に達する者の任期は、満55歳に達する日の前日までとする。

3 勤務予定地

航空自衛隊新田原基地（宮崎県児湯郡新富町大字新田 1 9 5 8 1）

4 応募手続

(1) 志願書類の請求

志願書類は、第 5 航空団司令部人事部人事班で取り扱っています（航空自衛隊ホームページ（<https://www.mod.go.jp/asdf/nyutabaru/>）からダウンロードも可能です）。郵送で請求される場合は、宛先を明記した返信用封筒（角形 2 号、1 4 0 円切手添付）を同封して第 5 航空団司令部人事部人事班まで郵送して下さい。

(2) 志願書類の請求及び送付先

〒 8 8 9 - 1 4 9 2

宮崎県児湯郡新富町大字新田 1 9 5 8 1

第 5 航空団司令部人事部人事班（担当者：山下）

電話番号：0 9 8 3 - 3 5 - 1 1 2 1（内線：5 0 4 6）

(3) 提出書類及び提出先

志願者は、次の書類を第 5 航空団司令部人事部人事班に持参又は郵送して下さい。

項 目	内 容	必要数
志 願 票	所定欄に 6 か月以内に撮影した写真を 2 部それぞれに貼って下さい。（写真は脱帽、正面向、上半身のもので縦 4 cm 横 3 cm のものを用意して下さい。）	2 部 (1 部は写し)
自衛隊受験票	志願票と同じ写真を貼って下さい。	1 部
返 信 用 封 筒	宛先を明記し、返信用切手（1 4 0 円）を貼って下さい。	1 部

注：1 本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可能です。

2 提出していただいた志願票等は、返却致しませんので御了承下さい。

5 試験

(1) 試験期日：別途連絡（細部は応募者に別途通知）

(2) 試 験 場：航空自衛隊新田原基地（細部は応募者に別途通知）

(3) 試験種目：口述試験及び身体検査

6 合否の通知

合否は、書面をもって行います。

なお、電話等による個別の問い合わせには一切応じられませんのでご了承下さい。

7 採用時の身分

航空自衛官（採用時の階級は3等空曹以下）

8 採用時の給与等

- (1) 勤務経験などにより決定されます（自衛官俸給表の適用を受けます。）。
- (2) 通勤時の実態に応じて通勤手当が支給されます。
- (3) 勤務の内容に応じて各種手当が支給されます。
- (4) 国家公務員共済組合法が適用されます。

9 勤務時間等

自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号）の適用を受けます。

10 その他

- (1) 試験日につきましては、志願票等の必要書類が到着し次第、別途連絡します。
- (2) 合格者に対しては、「自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号）」に基づき、改めて入隊時に身体検査を行います。この際、合格基準外となった場合は、採用が取り消しになることがあります。
- (3) 受験票を紛失した場合は、担当者まで至急連絡して下さい。
- (4) 採用されるまでの間に隊員となるにふさわしくない行為があった場合は、採用予定を取り消されることがあります。
- (5) 受験のための交通費は、各自の負担になります。
- (6) 志願書類の提出後に住所等を変更したときには、速やかに連絡して下さい。
- (7) 個人情報については、目的外使用することはありません。
- (8) その他、不明な点については、担当者までお問い合わせ下さい。